

# 令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和5年11月

国 税 庁

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数、非違件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は、1件当たりも含め、全て増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3万6千件（前事務年度2万4千件）、着眼調査が1万1千件（同7千件）であり、合計4万6千件（同3万1千件）、このほか、簡易な接触の件数は59万2千件（同56万8千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は63万8千件（同60万件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は33万8千件（同31万7千件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、5,594億円（同4,198億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは5,204億円（同3,882億円）、着眼調査によるものは390億円（同316億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3,448億円（同3,004億円）となっており、調査等合計では9,041億円（同7,202億円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、1,015億円（同804億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは980億円（同777億円）、着眼調査によるものは35億円（同26億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、219万円（同256万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は353億円（同254億円）となっており、調査等合計では過去最高の1,368億円（同1,058億円）となっています。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	24,067		7,340		31,407		568,340		599,747		
	35,751	148.5%	10,555	143.8%	46,306	147.4%	591,517	104.1%	637,823	106.3%	
申告漏れ等の 非違件数 件	21,625		5,145		26,770		290,419		317,189		
	31,271	144.6%	7,150	139.0%	38,421	143.5%	299,847	103.2%	338,268	106.6%	
申告漏れ 所得金額 億円	3,882		316		4,198		3,004		7,202		
	5,204	134.1%	390	123.4%	5,594	133.3%	3,448	114.8%	9,041	125.5%	
追徴 税額	本税 億円	650		23		673		248		921	
		818	125.8%	31	134.8%	849	126.2%	348	140.3%	1,197	130.0%
	加算税 億円	127		3		130		6		137	
		162	127.6%	4	133.3%	166	127.7%	5	83.3%	171	124.8%
計 億円	777		26		804		254		1,058		
	980	126.1%	35	134.6%	1,015	126.2%	353	139.0%	1,368	129.3%	
一件 当たり 追徴 税額	申告漏れ 所得金額 万円	1,613		431		1,337		53		120	
		1,456	90.3%	369	85.6%	1,208	90.4%	58	109.4%	142	118.3%
	本税 万円	270		32		214		4		15	
		229	84.8%	29	90.6%	183	85.5%	6	150.0%	19	126.7%
	加算税 万円	53		4		41		0.1		2	
45		84.9%	4	100.0%	36	87.8%	0.1	100.0%	3	150.0%	
計 万円	323		36		256		4		18		
	274	84.8%	33	91.7%	219	85.5%	6	150.0%	21	116.7%	

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
2 上段は、前事務年度の計数である。  
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。  
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1万9千件(前事務年度1万7千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1万4千件(同1万3千件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、1,503億円(同1,384億円)となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	3事務年度	4事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		16,714	18,572	111.1
土地建物等		13,503	13,987	103.6
株式等		3,211	4,585	142.8
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		13,066	14,351	109.8
土地建物等		10,214	10,236	100.2
株式等		2,852	4,115	144.3
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		78.2	77.3	▲ 0.9
土地建物等		75.6	73.2	▲ 2.5
株式等		88.8	89.7	0.9
④		億円	億円	%
申告漏れ所得金額		1,384	1,503	108.6
土地建物等		1,003	1,079	107.6
株式等		381	425	111.4
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		828	809	97.8
土地建物等		743	771	103.8
株式等		1,187	927	78.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの追徴税額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数は増加し、非違件数及び追徴税額の総額についても高水準

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2万1千件（前事務年度1万4千件）、着眼調査が5千件（同3千件）であり、合計2万6千件（同1万7千件）、このほか、簡易な接触の件数は6万8千件（同6万8千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は9万4千件（同8万5千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は6万1千件（同5万5千件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、336億円（同241億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは322億円（同228億円）、着眼調査によるものは14億円（同13億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、132万円（同143万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は60億円（同71億円）となっており、調査等合計では過去最高の396億円（同312億円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	13,559		3,349		16,908		68,291		85,199		
	20,677	152.5%	4,836	144.4%	25,513	150.9%	68,472	100.3%	93,985	110.3%	
申告漏れ等の 非 違 件 数 件	11,798		2,583		14,381		40,900		55,281		
	17,479	148.2%	3,528	136.6%	21,007	146.1%	40,048	97.9%	61,055	110.4%	
追 徴 税 額	本 税 億円	190		11		201		68		269	
		264	138.9%	11	100.0%	275	136.8%	57	83.8%	333	123.8%
	加 算 税 億円	38		3		41		3		43	
		58	152.6%	2	66.7%	61	148.8%	3	100.0%	63	146.5%
	計 億円	228		13		241		71		312	
		322	141.2%	14	107.7%	336	139.4%	60	84.5%	396	126.9%
一 件 当 た り 追 徴 税 額	本 税 万円	140		32		119		10		32	
		128	91.4%	24	75.0%	108	90.8%	8	80.0%	35	109.4%
	加 算 税 万円	28		8		24		0.4		5	
		28	100.0%	5	62.5%	24	100.0%	0.4	100.0%	7	140.0%
	計 万円	168		40		143		10		37	
		156	92.9%	28	70.0%	132	92.3%	9	90.0%	42	113.5%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～申告漏れ所得金額の総額は980億円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、2,943件（前事務年度2,227件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,331万円（同3,767万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,456万円（同1,613万円）に比べ、昨年同様2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、過去最高だった昨年をさらに上回り980億円（同839億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は623万円（同1,067万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の274万円（同323万円）に比べ2.3倍となっています。また、追徴税額の総額は183億円（同238億円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は1,068万円（同2,953万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の274万円に比べ3.9倍となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	2,227	2,943	132.2%	35,751	
申告漏れ等の非違件数	1,963	2,533	129.0%	31,271	
申告漏れ所得金額	839	980	116.8%	5,204	
追徴税額	238	183	76.9%	980	
1件当たり	申告漏れ所得金額	3,767	3,331	88.4%	1,456
	追徴税額	1,067	623	58.4%	274

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	477	667	139.8%	35,751	
申告漏れ等の非違件数	433	583	134.6%	31,271	
申告漏れ所得金額	374	514	137.4%	5,204	
追徴税額	141	71	50.4%	980	
1件当たり	申告漏れ所得金額	7,836	7,706	98.3%	1,456
	追徴税額	2,953	1,068	36.2%	274

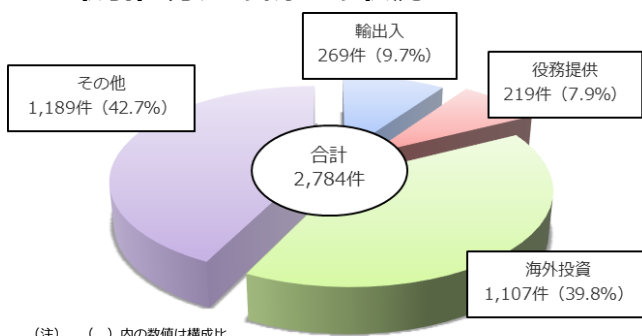
## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 ～申告漏れ所得金額は総額及び1件当たり過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、2,784件（前事務年度2,043件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高だった昨年をさらに上回り3,720万円（同3,690万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,456万円（同1,613万円）と比べ2.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額も過去最高の1,036億円（同754億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は743万円（同1,119万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の274万円（同323万円）と比べ2.7倍となっています。また、追徴税額の総額は207億円（同229億円）に上ります。

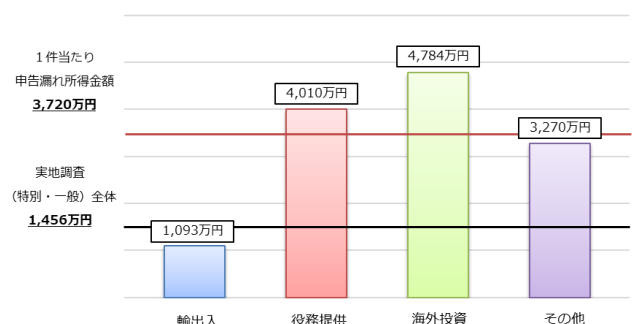
### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		3事務年度	4事務年度		
調査	件数	2,043	2,784	136.3%	35,751
申告漏れ等の	非違件数	1,816	2,475	136.3%	31,271
申告漏れ	所得金額	754	1,036	137.4%	5,204
追徴	税額	229	207	90.4%	980
1件当たり	申告漏れ 所得金額	3,690	3,720	100.8%	1,456
	追徴税額	1,119	743	66.4%	274

### ○ 取引区分別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸 出」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。  
 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。  
 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。  
 4 「そ の 他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況 ～暗号資産等取引を含め、調査件数や追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、1,324件（前事務年度839件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,508万円（同1,382万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は200億円（同116億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は320万円（同266万円）となっています。また、追徴税額の総額は42億円（同22億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

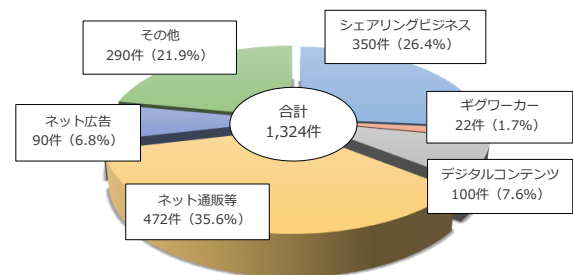
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、615件（前事務年度444件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,077万円（同3,659万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は189億円（同162億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,036万円（同1,194万円）となっています。また、追徴税額の総額は64億円（同53億円）に上ります。

### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

【取引区分別の調査状況】

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	839	1,324	157.8%	35,751	
申告漏れ等の非違件数	756	1,148	151.9%	31,271	
申告漏れ所得金額	116	200	172.4%	5,204	
追徴税額	22	42	190.9%	980	
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,382	1,508	109.1%	1,456
	追徴税額	266	320	120.3%	274



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業など
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない経済活動に該当する取引

### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	444	615	138.5%	35,751	
申告漏れ等の非違件数	405	548	135.3%	31,271	
申告漏れ所得金額	162	189	116.7%	5,204	
追徴税額	53	64	120.8%	980	
一件当たり	申告漏れ所得金額	3,659	3,077	84.1%	1,456
	追徴税額	1,194	1,036	86.8%	274



## 4 無申告者に対する調査状況

～所得税は追徴税額の総額、消費税は総額及び1件当たりの追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、5,229件（前事務年度3,828件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,711万円（同2,923万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,456万円（同1,613万円）に比べ1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は1,418億円（同1,119億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は429万円（同497万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の274万円（同323万円）の1.6倍となっています。また、追徴税額の総額は過去最高の224億円（同190億円）に上ります。

### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、7,615件（同5,257件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り260万円（同245万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の156万円（同168万円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の198億円（同129億円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査の状況

### <所得税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	3,828	5,229	136.6%	35,751
申告漏れ所得金額	1,119	1,418	126.7%	5,204
追徴税額	190	224	117.9%	980
1件当たり 申告漏れ 所得金額	2,923	2,711	92.7%	1,456
1件当たり 追徴税額	497	429	86.3%	274

### <消費税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	5,257	7,615	144.9%	20,677
追徴税額	129	198	153.5%	322
1件当たり追徴税額	245	260	106.1%	156

## 5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### ＜消費税の還付申告者への調査状況＞

- 令和4事務年度においては、1,122件（前事務年度620件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は14億円（同15億円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等	3事務年度	4事務年度	対前年比
調査件数	件	620	1,122	181.0%
申告漏れ等の非違件数	件	466	750	160.9%
追徴税額	億円	15	14	93.3%
1件当たり追徴税額	万円	243	122	50.2%

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った件数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

### <所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、484件（前事務年度191件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は6億円（同2億円）に上ります。

### ○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
処 理 件 数	件		191	484	253.4%
追 徴 税 額	億円		2	6	300.0%
1件当たり追徴税額	万円		108	122	113.0%

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前 年 の 順 位
位		万円	万円	位
1	経営コンサルタント	3,367	676	1
2	くず金卸売業	2,483	952	-
3	ブリーダー	2,075	454	3
4	焼 肉	1,611	319	-
5	タイル工事	1,598	266	-
6	冷暖房設備工事	1,520	287	15
7	鉄骨、鉄筋工事	1,440	261	-
8	太陽光発電	1,391	289	-
9	バ ー	1,391	250	-
10	電気通信工事	1,374	223	13

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
1	風俗業	3,329	キャバレー	2,093	キャバレー	2,628	風俗業	2,083	キャバクラ	2,897
2	キャバレー	1,972	風俗業	1,979	風俗業	2,326	キャバレー	1,667	風俗業	1,974
3	バ	1,226	バ	1,159	畜産農業(肉用牛)	1,471	プログラマー	1,178	不動産代理仲介	1,774
4	くず金卸売業	1,055	冷暖房設備工事	966	ダンブ運送	1,144	畜産農業(肉用牛)	1,150	システムエンジニア	1,365
5	特定貨物自動車運送	979	ダンブ運送	932	特定貨物自動車運送	1,118	防水工事	1,109	機械器具、部品修理	1,357

	平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
1	風俗業	2,685	風俗業	3,373	プログラマー	4,927	経営コンサルタント	2,266	経営コンサルタント	3,367
2	キャバクラ	2,278	経営コンサルタント	3,321	畜産農業(肉用牛)	3,515	システムエンジニア	2,150	くず金卸売業	2,483
3	経営コンサルタント	2,045	キャバクラ	2,873	内科医	3,339	プロデザイナー	2,136	プロデザイナー	2,075
4	システムエンジニア	1,339	太陽光発電	1,718	キャバクラ	2,834	商工業デザイナー	1,752	焼肉	1,611
5	特定貨物自動車運送	1,257	システムエンジニア	1,280	太陽光発電	2,603	不動産代理仲介	1,656	タイル工事	1,598

- (注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年度に係るものである。  
 2 平成29事務年度1位の「キャバクラ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 3 平成29事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 4 平成30事務年度3位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 5 令和元事務年度4位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 6 令和3事務年度3位の「フリーター」は、令和2事務年度まで「売業・大」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したものの。